

参考様式第 2

## 上田市空き家対策総合実施計画

1. 計画の実施地区の区域

(1)実施地区の区域

所在地：上田市全域

面積：55,204ha

2. 基本の方針

(1)実施地区の概要

平成 30 年住宅・土地統計調査によると、上田市の住宅総数 76,280 戸のうち、空き家は 13,060 戸で空き家率 17.1%となっている。また、そのうち一戸建ての空き家は 6,630 戸となっている。

(2)実施地区の課題

上田市では、少子高齢化等に伴う人口減少や建築物の老朽化等による影響で、今後、ますます空家等が増加することが懸念される。

平成 28 年空家等実態調査の結果によると、活用可能な空家数は多い状況ではあるが、空家等の状態が長期化した場合、老朽化等により活用や流通が難しくなることが懸念される。

よって、早期に空家等を解消するために、空家等の活用や除却促進を図る取組を進める必要がある。

(3)実施地区の整備の方針

空家等の解消や発生を抑制するため、空家等の相談会を実施する。

空家等の実態把握を行うとともに、管理不全な空家等に対しては、適正管理の助言等を行い、老朽化の進行した危険な空家等については、老朽危険空家解体補助金の活用により、除却を進める。

空家等の所有者や中古住宅の利用希望者とのマッチングをサポートし市場流通の促進を図り、移住者空家改修等補助事業により空家等を活用することで、移住・定住の促進や地域の活性化を図る。

(4)空き家対策総合実施計画の目標

令和 6 年度から令和 8 年度まで (3 年間)

空家等の除却数 66 棟

空家等の利活用数 12 棟

実態把握数 5,000 棟

(5)連携した協議会等の概要

名称：上田市空家等対策協議会

代表者：会長

主な構成員：市長、学識経験者（大学教授）、法務有識者（弁護士、司法書士）、建築有識者（建築士、解体）、不動産有識者（宅地建物取引士、土地家屋調査士）、行政職員（県建設事務所）、地域住民代表

3. 空き家の活用と除却に関する事項

(1) 空き家対策基本事業に関する事項

事業手法	施行者	事業対象	活用用途又は跡地の活用	棟数	事業実施予定時期
活用	移住者等	空家住宅等	移住者用個人住宅	12	R6.4-R9.3
除却	所有者等	不良住宅	定めなし	60	R6.4-R9.3
	上田市	特定空家等	定めなし	6	R6.4-R9.3
実態把握	上田市	空家住宅等 特定空家等	—	5,000	R6.4-R8.3
所有者の特定	上田市	空家住宅等	定めなし	6	R6.4-R9.3

(2) 除却後の跡地の計画的利用に係る周辺住民等への周知方法（制度要綱第 25 第 6 項）第二号ロに関する第一号第イ a に該当する空き家住宅等の除却の場合）

- 市町村のホームページ等に掲載
  看板等によるを掲示  
 その他（ ）

4. 他の空き家対策に関する事項

(1) 他の空き家対策に関する事項※

・ 空き家対策附帯事業

施行者	事業対象	事業内容	事業実施予定時期
上田市	空家住宅等	相続財産清算人選任申立予納金	R6.4-R9.3

・ 空き家対策関連事業

事業手法	施行者	事業対象地区	事業内容	事業実施予定時期

・ 空き家対策促進事業

施行者	事業対象	事業内容	事業実施予定時期

(2) 空き家対策総合支援事業の補助対象以外の空き家対策に関する取組

事業概要	施行者	事業実施予定時期
上田市空き家バンク	上田市	H27.4-R9.3
空き家バンク利用者転居費用補助	上田市	H30.7-R9.3
空き家・住宅に関する相談会	上田市	R 元.4-R9.3
空き家セカンドユース	上田市	R4.4-R9.3

5. その他必要な事項※

上田市総合計画においても、空家等対策について基本施策に明記し、取組を進めている。